

評価方法基準（変更案）＜抜粋＞

第 1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する評価方法基準として、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準について定めるものとする。

第 2 適用範囲 略

第 3 用語の定義 略

第 4 評価の方法の基準（総則） 略

第 5 評価の方法の基準（性能表示事項別）

1～5 略

6 空気環境に関すること

6 - 1～6 - 2 略

6 - 3 室内空気中の化学物質の濃度等

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、~~アセトアルデヒド~~、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、次の及びに掲げる特定測定物質ごとの評価対象住戸の居室における空気中の濃度及び測定方法とする。

ホルムアルデヒド

~~アセトアルデヒド~~、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンのうち測定を行うもの

(3) 評価基準（新築住宅）

イ 採取条件

日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高い

と見込まれる居室において、採取を行うこと。

居室の中央付近の床からおおむね 1.2m から 1.5m までの高さにおいて、採取を行うこと。

評価対象住戸のすべての窓及び扉（造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む。）を 30 分間開放し、当該住戸の窓及び扉（屋外に面するものに限る。）を 5 時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。この場合において、評価対象住戸への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うものとし、また、連続的な運転が確保できる全般換気のための設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。

採取を行う時間（以下「採取時間」という。）が 24 時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後 2 時から午後 3 時までの間となるように採取時間を設定すること。

ロ 測定の方法

測定は、次の から までに掲げる方法によること。ただし、同等の信頼性が確保できる方法又は測定の対象となる特定測定物質の濃度の過小な評価が行われず、かつ、測定の対象とならない化学物質による測定結果への影響の程度が十分に小さい方法にあっては、 から までに掲げる方法に代えることができる。

採取は 30 分間以上継続して、同時に又は連続して 2 回以上行うこと。

採取した空気について、ホルムアルデヒド及びアセトアルデヒドにあっては D N P H 誘導体化による固相吸着 - 溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあっては固相吸着 - 溶媒抽出法、固相吸着 - 加熱脱着法又は容器採取法及びガスクロマトグラフ - 質量分析法により、濃度を求めること。

濃度は、 で求めた濃度の平均又は最高及び最低のものとする。

ハ 採取年月日等の記録

採取を行った年月日及び時刻（30 分間以上継続して採取する場合にあっては、採取を開始した時刻及び終了した時刻）並びに内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了した年月日を記録すること。

ニ その他の採取条件の記録

空気を採取した居室の名称、イ に掲げる位置又はその近傍における採取中の室温（30 分間以上継続して採取する場合にあっては、平均の室温）、イ に掲げる位置又はその近傍における採取中の相対湿度（30 分間以上継続して採取する場合にあっては、平均の相対湿度）、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他測定の対象となる特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼす採取条件を記録すること。

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象住戸について、(3)に掲げるところによること。この場合において、(3)ハ中「並びに内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了した年月日を記録すること。」とあるのは「を記録すること。」と、(3)ニ中「空気を採取した居室の名称」とあるのは「空気を採取した居室の名称、当該居室に存する家具（造付け家具を除く。）、カーテンその他これらに類するものの名称」とする。